

# 自然にも 権利があります

Fund for the Rights of Nature



「自然にも権利があります」と言うと、

多くの人は変に思うかもしれません。

でも、各地で進んでいる自然破壊の実態を見ると

**自然が自然のままであることの重要性**を

肌で感じることはないでしょうか。

身近な自然にしても、多くの木々が伐採されるときや

ふるさとの川がコンクリート三面張りに改修されたとき

私たちはそこに棲んでいた野生生物に思いを馳せます。

メダカまでもが絶滅を心配されている今日、

深刻な自然破壊を前に私たちは

「自然にも生きる権利があれば…」と

願うことも稀ではありません。

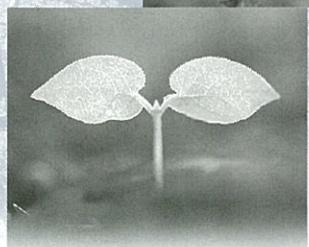
それは、人と自然との関係の中で生まれた、すぐれて人間的な感性です。

「大切なものが失われた」と自然が破壊されたときに

私たちが受ける素朴で純粋な印象こそが

「自然の権利」の原点です。

「自然の権利」基金 事務局長 弁護士 龍橋隆明



00		払込取扱票																	
口座番号		百	十	万	千	百	十	番	金	千	百	十	万	千	百	十	円		
0	1	0	7	0	-	6			額										
加入者名	「自然の権利」基金												料	特殊				取扱	
金	額	料	金																
通	信	欄	送金内容に✓して下さい。																
□ 「自然の権利」基金の会員になります。 入会金 ¥3,000																			
□ カンパします。 ¥																			
差し支えなければお知らせ下さい。																			
E-mail																			
FAX																			
年齢 ~10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代~																			
ご依頼人	おところ(郵便番号 ) ※ おなまえ												様	受付局	日附印				
(電話番号 - - - )																			
裏面の注意事項をお読みください。 (私製承認大第3442号) これより下部には何も記入しないでください。																			

払込金受領証

01070-6		払込金受領証																			
口座番号		百	十	万	千	百	十	番	金	千	百	十	万	千	百	十	円				
加入者名	「自然の権利」基金												額								
金	額	料	金																		
記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	おなまえ ※												ご依頼人	様							
(消費税込み)															受付局	日附印					
料	金																円				
															特	殊	取	扱			

ONE EARTH! WE'ER ALL IN THIS TOGETHER!  
ひとつの地球!  
ともにある仲間たち!

# 「自然の権利」基金が応援している裁判

「自然の権利」基金は、アマミノクロウサギを原告とした「奄美『自然の権利』訴訟」を契機に1996年に設立されました。

「自然の権利」運動を応援とともに、自然保護のために裁判などの法的手段を利用する、全国各地の人たちを応援しています。



## 「白保・サンゴもコウモリも守れ!」訴訟

新石垣空港カラ岳陸上案阻止を目指す裁判です。建設により絶滅の危機にさらされるヤエヤマコキガシラコウモリとアオサンゴも原告です。

## えりもの森裁判

ナキウサギやシマフクロウのすむ北海道「えりもの森」を守る裁判です。道は天然林を皆伐し植林地にかえようとしています。

## 上関

## 「自然の権利」訴訟

山口県上関で進められている原発建設とそのための埋立て阻止を目指す裁判です。スナメリ、カンムリウミズメなども原告です。

## 沖縄ジュゴン

## 「自然の権利」訴訟

沖縄本島中北部・東海岸辺野古(へのこ)の米軍基地建設から沖縄のジュゴンを守ります。ジュゴンを原告に米国法を使って訴えを起こしました。

## したら 設楽ダム 訴訟

愛知県に対し、ダム関連の公金支出差し止めを求めています。ネコギギ(ナマズのなかま)やクマタカの重要生息地を守るとともに、豊川と豊川が流入する三河湾の環境を守ります。

※以上は、当基金の助成する訴訟の一部です。

## 「自然の権利」基金にご入会ください

- 以下の振込用紙に必要事項を明記してご送金ください。
- 入会金3,000円・年会費3,000円です。  
(年会費は入会初年度無料。ご入会翌年の1月よりいただきます)
- カンパも大歓迎です。(カンパのみの場合は、その旨を明記ください)
- ご入会いただいた方へ、「自然の権利」基金通信をお届けします。

## 「自然の権利」基金事務局

〒451-0015 名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL.052-459-1752 FAX.052-459-1751

E-mail shizennokenri@green-justice.com URL http://www.f-rn.org/



この受領証は、郵便局で機械処理をした場合は郵便振替の払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。

### ご注意

この払込書は、機械で処理しますので、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

裁判は、法廷で誰もが対等に自然保護を議論し、様々な資料の突き合わせをすることのできる手段ですが、その半面、非常に経費のかかる現実があります。

原告たちや弁護士が裁判所へ通う交通費や、

裁判官に実際に現地を見てもらう

「現場検証」の費用もかなりかかります。

自然保護訴訟は、その自然に関わりを持つ人たちが

原告となって訴えますが、

思いを同じくする人々は少なくないはずです。

そこで、そのお気持ちを、

資金援助という形で表していただければ嬉しいです。

ぜひ、ご入会・ご寄付をよろしくお願ひいたします。

この払取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

ひとつのかな  
ともにある仲間たち！

多くの野生生物が絶滅の危機に瀕しています。  
私たちが子どもたちに残したい自然が失われつつあります。  
「自然の権利」基金は、自然保護のために  
訴訟や行政手続きを利用する市民・NGOに  
経済的支援を実施するために設立された基金です。  
みなさんの会費や募金が、草木や昆虫、鳥やけもの、  
湿地や山、川、谷を保護する裁判のために使われます。